

イベントメディック 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、イベントメディック(以下「この法人」という。)定款第6条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 普通会員 2万円
- ② 賛助会員 3万円
- ③ 法人会員 5万円

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 普通会員 4万円
- ② 賛助会員 6万円
- ③ 法人会員 10万円

2 事業年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(会費等の用途)

第4条 前2条の入会金及び会費は、その50%を医療救護課のイベント救護事業費に充当し、他は用途を定めないものとする。

(変更)

第5条 この規程は、定款第12条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上。